

車両賃貸借契約書（案）  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

大和高田市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、公用車両（以下「リース車両」という。）の賃貸借について、リース車両仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 本契約の対象となるリース車両及び数量は、次のとおりとする。

- ・ \_\_\_\_\_ 新車2台  
(装備、付属品等は、「仕様書」のとおり。)

(賃貸借期間等)

第2条 賃貸借期間は、令和8年11月26日から令和13年11月25日までの60ヶ月間とする。

- 2 新車は、新規登録から30日以内に納車すること。
- 3 新車の納入が間に合わない場合は、令和9年2月28日まで代替車両での対応を可とする。

(賃貸借料)

第3条 リース車の賃貸借料は、次のとおりとする。

|                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 使用部署            | 1 台当たり 1 ヶ月の金額<br>(消費税等別途加算) |
| 人権施策課 (曙町青少年会館) | 〇〇〇円                         |
| こども家庭課          | 〇〇〇円                         |

(消費税及び地方消費税)

第4条 消費税等（消費税及び地方消費税のことをいう。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

- 2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(賃貸借料の支払)

第5条 乙は、月額賃貸借料を当該賃貸借月の翌月に甲に請求するものとする。なお、賃貸借開始月は賃貸借期間が1月に満たない場合も1月として計算し、賃貸借料を請求するものとし、賃貸借最終月に生じる1月未満の期間の賃貸借料の請求を行わないものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領した日から 30 日以内に月額賃貸借料を支払うものとする。

(リース車両の引渡し)

第6条 甲へのリース車両の引渡しは、乙が自動車登録の完了の後、取引上相当の期間内に甲が指定する駐車場で行うものとする。

- 2 甲は、リース車両の引渡しを受けた後、3日以内にこれを点検し、本契約の内容に適合しない事項が無いことを確認するものとする。
- 3 甲は、リース車両に設計、材質、製造上等の不具合があった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。甲がこの通知を怠ったときは、リース車両

は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

(リース車両の契約不適合責任)

第7条 リース車両に前条第3項の不具合があった場合は、甲は、リース車両の保証書に従い、リース車両の製造者又は販売者から代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、乙は、甲のそれらの者に対する請求又は権利行使につき、可能な協力を行うものとする。

(リース車両の使用、保管等)

第8条 甲は、リース車両を使用するに当たっては、法令及び諸規則に従い、日常点検整備を行い安全運転に努めるものとする。

2 甲は、乙の承諾を得て、甲の責任で自己の従業員など特定の者にリース車両を使用、保管等をさせることができる。この場合において、甲は、当該使用者にこの契約の各条項を承認させ、及び遵守させるものとする。

(メンテナンスの範囲)

第9条 乙は、リース車両について仕様書に定める項目や、次に掲げる点検整備及び修理等は無償で行うものとし、それ以外の修理等については甲の負担とする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備、車検整備等法定点検整備や、オイル交換等保守上必要とされる費用

(2) リース期間内の継続検査

(代車の提供)

第10条 乙が前条に規定するメンテナンスを行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に代車を無償で提供するものとする。

(リース車両の運行)

第11条 甲は、リース車両について、乙が実施する前条のメンテナンス及び整備を除いた日常点検を行い、自動車の価値を著しく減耗させないように留意するものとする。

(現状の変更)

第12条 甲は、リース車両の改造、模様替、規格、性能及び仕様の変更並びに他の物件を取り付ける等を行おうとするときは、あらかじめ書面により乙の承諾を得ることとする。

2 前項の行為に係る費用は、甲が負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。

(事故処理)

第14条 甲は、リース車両に事故が発生したときは、速やかに乙に報告するものとする。

2 リース車両が事故により損傷した場合は、甲は、遅滞なく甲の負担によりリース車両を修理するものとする。

(賠償責任)

第15条 甲は、リース車両の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の負担によってこれを賠償し、又は解決するものとする。ただし、乙は、必要に応じ甲に助力して解決にあたるものとする。

(リース車両の滅失・き損、契約の終了)

第16条 リース車両の返還までに生じたリース車両の滅失・き損等についてのすべての危険は、甲が負担するものとする。ただし、甲の通常の使用に伴う減耗、損耗はこの限りではない。

2 リース車両が滅失（修理が不可能な場合を含む。）し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は、当該リース車両に係る残賃貸借料全額と賃貸借期間満了時のリース車両簿価額の合計額から、仕様書に定める乙負担の費用等のうち未発生分相当額を差し引いた額を損害金として乙に支払うものとする。

（費用負担）

第17条 甲は任意自動車保険料を負担し、乙は仕様書に定める費用を負担するものとする。

2 賃貸借期間中に消費税及び地方消費税の税率又はこの契約に基づく公租公課若しくは自動車損害賠償責任保険料の額が変更された場合又は法令の制定若しくは改廃により整備、部品の追加若しくは関連作業が必要な場合の取扱いは、甲乙協議の上、変更契約の締結により決定するものとする。

（遅延利息）

第18条 甲は、乙に対する本契約上の債務の履行を遅延したときは、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について、（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率）を乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第19条 甲は、乙からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1） 乙が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

（2） 乙が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

（3） 乙が正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

（4） 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体（以下「暴力団」という。）にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。  
カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第20条 前条各号に該当し、契約を解除したときは、甲は乙に対し、契約金額の100分の10の違約金を徴収するものとする。この場合における契約金額とは、賃貸借期間中における賃料の総額（2年度目以降の算出については、賃料の月額等に当該期間を乗じて得た額）から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額とする。

(談合等による解除)

第21条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第22条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額（賃貸借期間中における賃料の総額）の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(特約条項)

第23条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じ

たときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(リース車両の返還)

第24条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、引渡場所において物件を乙に返還するものとする。

2 前項の規定によりリース車両が返還された場合において、リース車両若しくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損傷があったとき、又は改造、模様替等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第26条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市  
大和高田市長 堀内大造

乙

車両賃貸借契約書（案）  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

大和高田市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、公用車両（以下「リース車両」という。）の賃貸借について、リース車両仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 本契約の対象となるリース車両及び数量は、次のとおりとする。

- ・ \_\_\_\_\_ 新車1台  
（装備、付属品等は、「仕様書」のとおり。）

（賃貸借期間等）

第2条 賃貸借期間は、令和8年11月26日から令和13年11月25日までの60ヶ月間とする。

2 新車は、新規登録から30日以内に納車すること。

3 新車の納入が間に合わない場合は、令和9年2月28日まで代替車両での対応を可とする。

（賃貸借料）

第3条 リース車の賃貸借料は、1台当たり1ヶ月\_\_\_\_\_円（消費税等別途加算）とする。

（消費税及び地方消費税）

第4条 消費税等（消費税及び地方消費税のことをいう。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（賃貸借料の支払）

第5条 乙は、月額賃貸借料を当該賃貸借月の翌月に甲に請求するものとする。なお、賃貸借開始月は賃貸借期間が1月に満たない場合も1月として計算し、賃貸借料を請求するものとし、賃貸借最終月に生じる1月未満の期間の賃貸借料の請求を行わないものとする。

2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領した日から30日以内に月額賃貸借料を支払うものとする。

（リース車両の引渡し）

第6条 甲へのリース車両の引渡しは、乙が自動車登録の完了の後、取引上相当の期間内に甲が指定する駐車場で行うものとする。

2 甲は、リース車両の引渡しを受けた後、3日以内にこれを点検し、本契約の内容に適合しない事項が無いことを確認するものとする。

3 甲は、リース車両に設計、材質、製造上等の不具合があった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。甲がこの通知を怠ったときは、リース車両は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

※第7条以下、契約書（案）①と同じ

車両賃貸借契約書（案）  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

大和高田市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、公用車両（以下「リース車両」という。）の賃貸借について、リース車両仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 本契約の対象となるリース車両及び数量は、次のとおりとする。

- ・ \_\_\_\_\_ 新車1台  
(装備、付属品等は、「仕様書」のとおり。)

(賃貸借期間等)

第2条 賃貸借期間は、令和8年11月26日から令和13年11月25日までの60ヶ月間とする。

- 2 新車は、新規登録から30日以内に納車すること。
- 3 新車の納入が間に合わない場合は、令和9年2月28日まで代替車両での対応を可とする。

(賃貸借料)

第3条 リース車の賃貸借料は、1台当たり1ヶ月\_\_\_\_\_円（消費税等別途加算）とする。

(消費税及び地方消費税)

第4条 消費税等（消費税及び地方消費税のことをいう。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

- 2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(賃貸借料の支払)

第5条 乙は、月額賃貸借料を当該賃貸借月の翌月に甲に請求するものとする。なお、賃貸借開始月は賃貸借期間が1月に満たない場合も1月として計算し、賃貸借料を請求するものとし、賃貸借最終月に生じる1月未満の期間の賃貸借料の請求を行わないものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領した日から 30 日以内に月額賃貸借料を支払うものとする。

(リース車両の引渡し)

第6条 甲へのリース車両の引渡しは、乙が自動車登録の完了の後、取引上相当の期間内に甲が指定する駐車場で行うものとする。

- 2 甲は、リース車両の引渡しを受けた後、3日以内にこれを点検し、本契約の内容に適合しない事項が無いことを確認するものとする。
- 3 甲は、リース車両に設計、材質、製造上等の不具合があった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。甲がこの通知を怠ったときは、リース車両は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

※第7条以下、契約書（案）①と同じ

車両賃貸借契約書（案）  
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

大和高田市（以下「甲」という。）と 株式会社 大和リース（以下「乙」という。）との間において、公用車両（以下「リース車両」という。）の賃貸借について、リース車両仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 本契約の対象となるリース車両及び数量は、次のとおりとする。

- ・ \_\_\_\_\_ 新車 1 台  
(装備、付属品等は、「仕様書」のとおり。)

(貸借期間等)

第2条 賃貸借期間は、令和8年11月26日から令和13年11月25日までの60ヶ月間とする。

- 2 新車は、新規登録から30日以内に納車すること。
- 3 新車の納入が間に合わない場合は、令和9年2月28日まで代替車両での対応を可とする。

(賃貸借料)

第3条 リース車の賃貸借料は、1台当たり1ヶ月\_\_\_\_\_円（消費税等別途加算）とする。

(消費税及び地方消費税)

第4条 消費税等（消費税及び地方消費税のことをいう。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

- 2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(賃貸借料の支払)

第5条 乙は、月額賃貸借料を当該賃貸借月の翌月に甲に請求するものとする。なお、賃貸借開始月は賃貸借期間が1月に満たない場合も1月として計算し、賃貸借料を請求するものとし、賃貸借最終月に生じる1月未満の期間の賃貸借料の請求を行わないものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領した日から30日以内に月額賃貸借料を支払うものとする。

(リース車両の引渡し)

第6条 甲へのリース車両の引渡しは、乙が自動車登録の完了の後、取引上相当の期間内に甲が指定する駐車場で行うものとする。

- 2 甲は、リース車両の引渡しを受けた後、3日以内にこれを点検し、本契約の内容に適合しない事項が無いことを確認するものとする。
- 3 甲は、リース車両に設計、材質、製造上等の不具合があった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。甲がこの通知を怠ったときは、リース車両は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

※第7条以下、契約書（案）①と同じ

車両賃貸借契約書（案）  
（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

大和高田市（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、公用車両（以下「リース車両」という。）の賃貸借について、リース車両仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第 1 条 本契約の対象となるリース車両及び数量は、次のとおりとする。

- ・ \_\_\_\_\_ 新車 1 台  
（装備、付属品等は、「仕様書」のとおり。）

（賃貸借期間等）

第 2 条 賃貸借期間は、令和 8 年 1 1 月 2 6 日から令和 1 3 年 1 1 月 2 5 日までの 6 0 ヶ月間とする。

2 新車は、新規登録から 3 0 日以内に納車すること。

3 新車の納入が間に合わない場合は、令和 9 年 2 月 2 8 日まで代替車両での対応を可とする。

（賃貸借料）

第 3 条 リース車の賃貸借料は、1 台当たり 1 ヶ月 \_\_\_\_\_ 円（消費税等別途加算）とする。

（消費税及び地方消費税）

第 4 条 消費税等（消費税及び地方消費税のことをいう。）は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（賃貸借料の支払）

第 5 条 乙は、月額賃貸借料を当該賃貸借月の翌月に甲に請求するものとする。なお、賃貸借開始月は賃貸借期間が 1 月に満たない場合も 1 月として計算し、賃貸借料を請求するものとし、賃貸借最終月に生じる 1 月未満の期間の賃貸借料の請求を行わないものとする。

2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領した日から 3 0 日以内に月額賃貸借料を支払うものとする。

（リース車両の引渡し）

第 6 条 甲へのリース車両の引渡しは、乙が自動車登録の完了の後、取引上相当の期間内に甲が指定する駐車場で行うものとする。

2 甲は、リース車両の引渡しを受けた後、3 日以内にこれを点検し、本契約の内容に適合しない事項が無いことを確認するものとする。

3 甲は、リース車両に設計、材質、製造上等の不具合があった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。甲がこの通知を怠ったときは、リース車両は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

※第 7 条以下、契約書（案）①と同じ

車両賃貸借契約書（案）  
（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

大和高田市（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、公用車両（以下「リース車両」という。）の賃貸借について、リース車両仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第 1 条 本契約の対象となるリース車両及び数量は、次のとおりとする。

- ・ \_\_\_\_\_ 新車 1 台  
（装備、付属品等は、「仕様書」のとおり。）

（賃貸借期間等）

第 2 条 賃貸借期間は、令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 4 年 1 月 3 1 日までの 6 0 ヶ月間とする。

2 新車は、新規登録から 3 0 日以内に納車すること。

3 新車の納入が間に合わない場合は、令和 9 年 4 月 3 0 日まで代替車両での対応を可とする。

（賃貸借料）

第 3 条 リース車の賃貸借料は、1 台当たり 1 ヶ月 \_\_\_\_\_ 円（消費税等別途加算）とする。

（消費税及び地方消費税）

第 4 条 消費税等（消費税及び地方消費税のことをいう。）は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（賃貸借料の支払）

第 5 条 乙は、月額賃貸借料を当該賃貸借月の翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受理した日から 3 0 日以内に月額賃貸借料を支払うものとする。

（リース車両の引渡し）

第 6 条 甲へのリース車両の引渡しは、乙が自動車登録の完了の後、取引上相当の期間内に甲が指定する駐車場で行うものとする。

2 甲は、リース車両の引渡しを受けた後、3 日以内にこれを点検し、本契約の内容に適合しない事項が無いことを確認するものとする。

3 甲は、リース車両に設計、材質、製造上等の不具合があった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。甲がこの通知を怠ったときは、リース車両は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

※第 7 条以下、契約書（案）①と同じ